

令和元年第 15 回公安委員会会議録

日 時	5 月 3 0 日（木曜日） 自午後 1 時 3 0 分 至午後 3 時 4 0 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官	

第 1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞 9 件、意見の聴取 18 件について説明があり、決裁が行われた。

第 2 定例会議

1 平成 30 年度留置施設視察委員会による留置施設視察結果等について

(1) 留置施設視察委員会の意義

留置施設視察委員会は、刑事収容施設法第 20 条第 1 項の規定により設置され、部外の第三者からなる委員会が、視察を通じて留置施設の実情を的確に把握し、留置業務管理者（警察署長等）に必要な意見を述べることにより、留置施設の透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保することを目的とし、本県では、熊本県公安委員会が任命する 4 人の委員で構成されている。

(2) 視察状況

昨年度、8 月から 11 月までの県下の留置施設の視察では、各委員がそれぞれ県下常設留置施設（10 施設）を視察し、被留置者と面接を行った。

※ 常設留置施設・専従の留置担当官が配置された留置施設

(3) 被留置者からの主な要望

- 食事に関するもの
- 保健衛生や運動に関するもの
- 書籍等の閲覧に関するもの
- 面会に関するもの

(4) 委員会が留置業務管理者に対して述べた意見

○ 各留置施設は、法令に基づき適正に運営されている。また、視察結果に基づき、施設内へのカレンダーの掲示、自弁購入に関する要望などの改善が図られた。

○ 被留置者の処遇は適正に行われているが、次の点により一層配意していただきたい。

- ・ 各留置施設の情報共有と被留置者の処遇の統一
- ・ 法令や施設内での規則などの根拠を示した具体的かつ丁寧な説明

- ・ 被留置者の健康保持のため、嘱託医等との連携

【委員からの質問等】

委員から「以前は収容人員が多く、要望や苦情も多数あったが、最近はあまり聞かなくなった」旨の発言があり、警察から「収容人員が減ってきているからではないか」旨の説明があった。

2 神奈川県川崎市における児童等殺傷事件を受けた県警の取組みについて

(1) 事件の発生状況

ア 日時

令和元年5月28日午前7時40分頃

イ 場所

神奈川県川崎市多摩区登戸新町の路上

ウ 被疑者

神奈川県川崎市

職業不詳 A 51歳

エ 事件の概要

上記日時場所において、私立小学校のスクールバスを待っていた6歳から12歳の児童を含む合計19人が包丁で刺されるなどし、2人が死亡、3人が重傷を負い、被疑者も犯行直後に自分の首を刺して死亡したものの。

(2) 発生を受けた県警の取組み

ア 制服警察官による通学路等のパトロール活動の強化

イ 防犯パトロール隊等による見守り活動の強化や県民の防犯意識高揚等を目的とした「ゆっぴー安心メール」の発信

ウ 県教育委員会や熊本市教育委員会に対する学校及び通学路等への注意喚起の依頼

(3) 今後の防犯対策

ア 登下校時間帯におけるパトロール活動強化

集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等に対するパトロール実施による保護者、地域住民の安心感の醸成

イ 昨年6月に決定された「登下校防犯プラン」に基づく、教育委員会、学校及び自治体等との更なる連携強化、防犯カメラの設置促進

ウ 不審者への職務質問強化

【委員からの質問等】

委員から「対策は非常に難しいが、地域、警察、行政がしっかり連携し見守る仕組みが重要である」旨の発言があり、警察から「集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等に対するパトロール活動の強化や登下校防犯プランに基づく、関係機関との更なる連携強化を行っていく」旨の説明があった。

また、委員から「ゆっぴー安心メールの小学校の保護者に対する登録数を上げて、リアルタイムに情報を保護者に提供する確率を高めてはどうか」旨の発言があり、警察から「大体、3万人くらい登録されており、学校にも不審者情報を流しているが、更に漏れがないよう対応を図っていく」旨の説明があった。

3 取調べの録音・録画制度及び新方式による通信傍受制度の施行について

平成28年6月に公布された刑訴法等の一部改正により、令和元年6月1日から、取調べの録音録画及び新方式による通信傍受に関する制度が次のとおり施行される。

(1) 取調べの録音・録画制度

ア 制度対象事件（主に裁判員裁判対象事件）

(ア) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(イ) 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

イ 録音・録画義務

逮捕・勾留されている被疑者の取調べ等について、原則、全過程の録音・録画義務が課せられる

ウ 例外事由

(ア) 機器の故障等で記録不能の場合

(イ) 被疑者が記録を拒否した場合

(ウ) 被疑者が指定暴力団の構成員である場合

(エ) 被疑者、その親族への加害等のおそれがあり、記録したならば被疑者が十分な供述が出来ないと認める場合

エ 重要性

これまでは、試行期間として録音・録画を実施していたが、今後は法的に義務化されるため、不実施事例を発生させれば、不適正な捜査手続と評価されることとなる。

(2) 新方式による通信傍受制度

ア 対象犯罪

薬物・銃器犯罪などの4類型に加え、殺人、放火、窃盗など9類型が追加

イ 主な改正点

(ア) 通信事業者の施設の外、警察本部の施設においても実施可能

(イ) 通信事業者の立会が不要

(ウ) 傍受内容を一時保存（録音）し、再生して傍受可能

(エ) 適正捜査を担保するため傍受指導官を新設

【委員からの質問等】

委員から「取調べ室はどこでも録音・録画できるのか」旨の発言があり、警察から「全ての取調べ室ではないが、全警察署に可搬型の機器を整備しているので対応は可能である」旨の説明があった。

(次ページに続く)

4 2019年春の全国交通安全運動の実施結果について

(1) 交通事故等の状況

ア 交通事故発生状況

- 前年同期との比較（5月11日から5月20まで）

区分	令和元年	平成30年	増減数	増減率(%)
発生件数	113	97	+16	+16.5
死者数	1	2	-1	-50.0
負傷者数	156	122	+34	+27.9

※ 発生件数及び負傷者数は速報値

- 過去5年間の春の全国交通安全運動期間中の状況

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	過去5年平均
発生件数	203	186	138	159	109	113	159
死者数	1	1	2	1	2	1	1.4
負傷者数	255	233	179	219	136	156	204.4

※ 本年及び平成27年は5月（5/11～5/20）、それ以外は4月（4/6～4/15）の状況

イ 通学路における全国一斉取締り（5月16日）

区分	歩行者妨害	通行禁止	信号無視	一時不停止	最高速度	その他	合計
件数	5	106	6	17	18	63	215

※ その他の違反は、携帯電話、シートベルト違反等

ウ 「交通事故死ゼロを目指す日」（5月20日）

死者0人（全国の死者8人）

(2) 広報啓発活動等の状況

ア 各所属の実施状況

区分	出発式	パレード	推進大会	キャンペーン	競技大会	安全教育	その他	合計
回数	19	8	18	104	12	50	9	220

イ 主な活動



① 親子交通安全教室
【5/12（日）熊本北合志署】



② 第34回交通安全県民大会
【5/13（月）交通企画課】



③ サポカーS体験会
【5/19（日）交通企画課】



④ 運転適性相談窓口の設置
【期間中の各署イベント】

【委員からの質問等】

委員から「春の交通安全運動期間中は広報啓発活動等により、死者数が減少しているが、1月から5月の件数を見ると増加しているため、今後も継続的に死者数を減らす努力をしてもらいたい」旨の発言があり、警察から「事故実態を検証しているため、事故に応じた対策を講じていく」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

- 1 令和元年度留置施設に対する実地監査の決裁
留置管理課長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 監察業務の報告
首席監察官から報告が行われた。
- 3 大阪府公安委員会からの援助要求の決裁（4件）
地域課、交通企画課、警備第一課及び警備第二課の各次席からそれぞれ説明があり決裁が行われた。
- 4 沖縄県公安委員会からの援助要求の決裁
警備第二課次席から説明があり、決裁が行われた。
- 5 令和元年第14回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- 6 審査請求(令和元年No.2)受理の報告
公安委員会事務室から報告が行われた。
- 7 苦情(令和元年No.1)受理の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。